



（鈴木三枝子支部長）は9月12日、都内のベルサール飯田橋駅前で秋の連続研修会を開催した。当日は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で、全国女性税理士連盟の三上広美会長があいさつ。その後、税理士の笹岡宏保氏〔写真〕が「民法改正と相続税務の確認、税理士業務への影響も論じながら」と題し講演を行い、10人が参加した。

「民法改正と相続税務」テーマに研修会

女税連東日本支部 講師は税理士の笹岡氏

研修では、最近の民法（相続法）改正は、相続税等の申告業務を行う上で不可欠なものであることから、配偶者短期居住権との評価、配偶者居住権との評価、配偶者に対する居住用不動産の贈与及び遺贈と特別受益との関係、遺産分割前における相続財産の処分、預貯金債権の仮払制度の創設、自筆証書遺言の作成方法の改正、遺言保管制度の創設、遺留分制度に対する改正、相続させる旨の遺言の効力、特別寄与者の特別寄与料についてなど10項目を研修項目として挙げ、その項目が相続税務に与える影響について説明した。同研修会は、今後、10月17日、11月21日も開催されるなど計3日間で行われる予定で、当日はライブ配信によるWEB視聴も行われた。